

労安法で学校を変える ～セクハラ問題と予防・対策～

産業カウンセラー 杉本 正男

はじめに

セクハラは比較的に見えにくいのが特徴です。見えにくいところで少なからずセクハラ行為が発生しているかもしれません。

セクハラとは何か、問題点、予防と対策について触れます。

1 セクハラとは何か

(1) セクハラ事例

臨時採用の女性教員が職場の男性教員からしつこくつきまとわれ、避けても断っても執拗に接近されるという迷惑行為が続き、関係を求められることもありました。職場の同僚に相談し、その結果迷惑行為がなくなりました。明白なセクハラ行為です。

(2) セクハラ定義

①男女雇用機会均等法 11 条でセクハラ定義均等法ではセクハラについて次のように定義しています。

事業主は職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該労働者の性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対処するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

セクハラ定義が法律で定められたということは、背景に少なくないセクハラ事例の発生、看過できない事態があるからです。

②セクハラ具体例

性的な内容の発言	性的な行動
<ul style="list-style-type: none"> ・性的な事実関係を尋ねる ・性的な内容の噂を流布する ・性的な冗談やからかい ・食事やデートへの執拗な誘い ・個人的な性的体験談を話す など 	<ul style="list-style-type: none"> ・性的な関係を強要する ・必要なく身体に接触する ・わいせつ図画を配布・掲示 ・強制わいせつ行為 ・強姦 など

どのような言動がセクハラに該当するか、知るだけでも抑止・予防に役立つのではないのでしょうか。

2 セクハラの問題

(1) 精神的ダメージを負う(トラウマとなる)

セクハラ言動を繰り返し受けた方が、職場が代わっても加害者と偶然ある会合で会い、言葉を発することができないということがありました。セクハラ被害の問題、深刻さをこの例から実感しました。

(2) 労働する権利等が奪われる

企業で働いていた S さんは職場の上司から「一緒に旅行に行きたい」等言葉のセクハラを繰り返されました。

会社に相談すると、上司を擁護する態度をとられ「以前のように上手くやってくれ」と、是正・改善の指導がなくやむなく退職を余儀なくされました。被害者が労働する場を失う、その結果生活が脅かされるという問題が起ります。

(3) 「死にたい」という気持ちにさせることも

S さんの日記には「夢に職場の人が現れ『こだわんな、気にしすぎだ』と笑われた」「気

持ちが沈む、死にたい」との思いが綴られていたそうです。セクハラは放置・許してはいけない行為です。

3 セクハラ予防と対策

(1) 教育委員会のセクハラ防止措置義務

厚生労働省大臣指針ではセクハラ防止のために次のことを義務づけています。

- ①セクハラの内容、セクハラがあってはならない旨の方針を明確化し、周知・啓発する。
- ②行為者に対しては厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則に規定し、周知・啓発する
- ③相談窓口を定める
- ④窓口相談者は適切に対処すること
- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥事実確認ができた場合、行為者、被害者に対する措置を適切に行う
- ⑦再発防止に向けた措置を行う
- ⑧相談者、行為者のプライバシーを保護するため必要な措置を講じ、周知する
- ⑨相談したこと、事実の確認に協力したこと等を理由として不利益取り扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知する

②の部分で厳正に対処する内容を就業規則に規定するとあります。均等法では、懲戒規定への記載例として出勤停止、解雇、免職、停職などをあげています。

(2) 職場(学校)での取り組み

- ①セクハラ予防の教職員研修会の開催を
どのような言動がセクハラになるのか、その問題点等について、まず理解することが必要です。セクハラ言動の問題を理解・認識することで「しない、させない、許さない」職場環境を醸成できます。
- ②職場環境調査で「セクハラチェック」を「快適職場環境調査」として次の項目を入れてはどうでしょうか。人間関係(良い、ふつう、良くない)セクハラ(された、見た、聞いた、ない)

このような項目の職場環境調査によりセクハラ抑止の効果を高めることができます。

③良好な人間関係づくりを

悩みを相談できる人間関係づくりが大切です。人間関係が良い職場では迷惑行為に対して、放置しない、許さないといった是正のための動きが出てきます。

(3) 個人の取り組み

①万一被害に遭ったら

a) 記録又は録音を

セクハラ被害に遭ったら、ありのままを記録又は、録音することが大切です。セクハラ行為を止めさせる是正指導や懲戒処分、裁判等で有効です。

b) 毅然とした態度で止めることを要求しましょう

不愉快と思いつつセクハラ言動を許していると、受け入れられているとの誤解を加害者に与えかねません。言葉と態度で止めることを要求することが大切です。

c) 早期に信頼できる人に相談しましょう

相談することで、苦しみ、不安を和らげることができます。セクハラ行為を止めさせる為の支援を求めましょう。

d) 教育委員会、管理職に是正指導を求めましょう

セクハラ言動が止まない、懲戒処分が妥当なケースの場合は、迅速に指導監督の立場にある部署に是正指導を求めましょう。

② 同僚から相談を受けたら

a) 話をじっくり聞きましょう

セクハラ被害者は、一人で悩み苦しんでいます。ひたすら話を聴くことで不安、苦しみを緩和することができます。

b) セクハラ行為が確認できたら、被害者救済の為に了解を得た上で、一緒に是正指導を求める行動を起こしましょう。

(次回は「セルフケアで心の健康を」)